

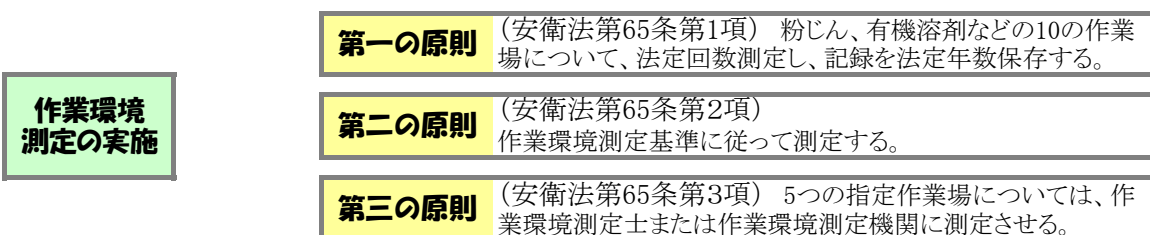
作業環境測定

○作業環境測定とは？

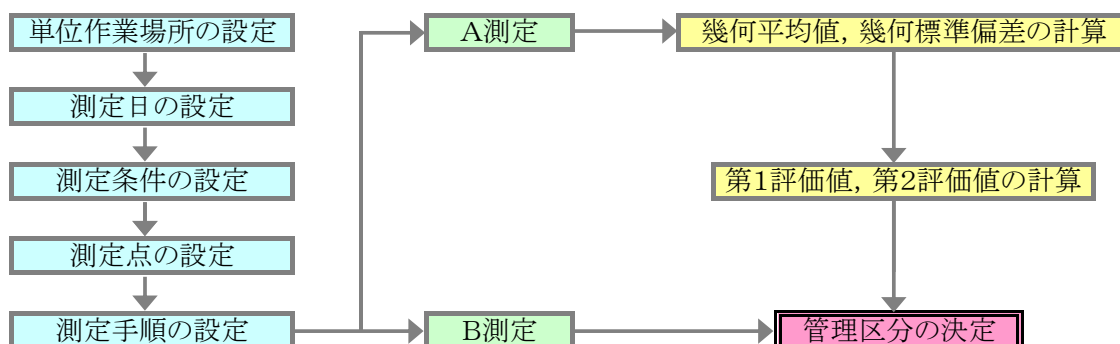
労働安全衛生法第2条において「作業環境測定」とは「作業環境の実態を把握するため空気環境その他の作業環境について行うデザイン、サンプリング及び分析（解析を含む。）をいう。」と定義されています。

事業者は、有害な因子による労働者の健康障害を未然に防止するため、作業環境中にこれらの有害な因子がどの程度存在し、その作業環境で働く労働者がこれらの有害な因子にどの程度さらされているのかを把握しなければなりません。

○安衛法に基づき作業環境測定を行います



○作業環境測定結果に基づく評価のフローシート



○管理区分の決定方法

		A 測定		
		第1評価値 < 管理濃度	第2評価値 ≤ 管理濃度 ≤ 第1評価値	第2評価値 > 管理濃度
B 測定	B測定値 < 管理濃度	第1管理区分	第2管理区分	第3管理区分
	管理濃度 ≤ B測定値 ≤ 管理濃度 × 1.5	第2管理区分	第2管理区分	第3管理区分
	B測定値 > 管理濃度 × 1.5	第3管理区分	第3管理区分	第3管理区分

○作業環境評価基準

第1管理区分	当該単位作業場所のほとんど(95%以上)の場所で気中有害物質の濃度が管理濃度を超えない状態であり、作業環境管理が適切であると判断される状態を言うものであること。
第2管理区分	当該単位作業場所の気中有害物質の濃度の平均が管理濃度を超えない状態であるが、第1管理区分に比べ、作業環境管理に改善の余地があると判断される状態を言うものであること。
第3管理区分	当該単位作業場所の気中有害物質の濃度の平均が管理濃度を超える状態であり、作業環境管理が適切でない状態を言うものであること。

○検査のお申し込み

検査のお申し込みは、検査センターまでご連絡下さい。測定日程及び測定料金など、ご相談に応じます。

一般財団法人 茨城県薬剤師会検査センター

〒310-0852 茨城県水戸市笠原町978-47

TEL 029-306-9086 (担当：長谷川、郡司) FAX 029-306-9076

HP : <http://www.ibaraki-kensa.or.jp>